

## 三者による物品賃貸借契約説明書

### 1 賃貸借物品について（決定済み）

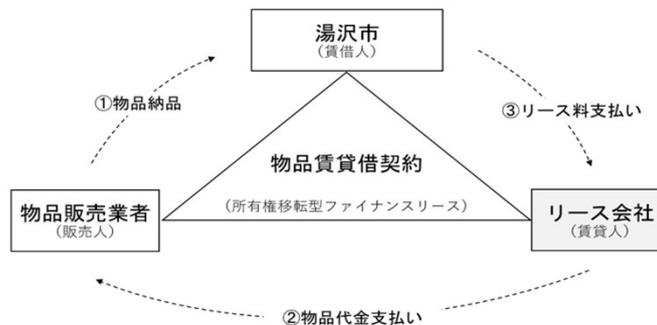
- (1) 貸借物品名 業務用プリンター等（納付書用）
- (2) 品名・機種及び数量 別紙1、内訳明細書（使用物品等）のとおり  
※詳細の明細については、落札者のみ開示する。
- (3) 物品販売金額 60,550,000円（税抜）
- (4) 物品販売人 株式会社 たなか 代表取締役 高橋 昭尚

### 2 賃貸借契約について

- (1) 契約方式 三者契約（賃貸借）
- (2) 賃貸借期間 令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 まで（60月）  
※この期間は、湯沢市がリース会社へ毎月リース料を支払う期間です。

### 3 契約形態について

上記物品について、本入札でリース会社を決定し、別紙契約書(案)により次の三者で物品賃貸借契約を締結する。



※ リース期間満了後は、リース会社が所有する上記物品について市へ無償譲渡するものとするため、固定資産税はリース料に含めないこと。

### 4. 物品の発注及び販売代金の支払いについて

賃借人は、上記物品について一括で発注するものとする。

賃貸人は、リース開始後、物品の販売代金を販売人からの請求に基づき、下記期日まで一括で支払うものとする。

- ・ 物品販売金額 支払い期日： 令和8年5月29日